

令和3年4月8日

令和3年第7回南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第28号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第29号 福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

議案第30号 福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

議案第28号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年4月8日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
138人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
255人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和3年4月8日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第29号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和3年4月8日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第30号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙につき、南区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が3人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和3年4月8日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第9項の規定による。

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月8日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年4月8日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力